と、佐賀之大手に而絕倒いたし候なと、定めて人口の事ならん、されとも病氣のよしにて長崎へは不來、長崎祕記、

文化五年八廿七日、長崎出或書狀

一艘前は御非番なからも御手當宜候哉、十八日に小早幷關船、又は荷方迄百二十艘程着船有之候間、せめての事に御座候、親聽草、

通航一覽卷之二百五十九　終

通航一覽卷之二百六十

諳厄利亞國部九

○狼藉始末肥前國長崎

文化五戊辰年九月、曲淵甲斐守長崎に在勤して、去月諳厄利亞人狼藉の首尾を吟味す、よて阿蘭陀甲比丹より、蘭人ホウセマン、シキンムル等申口の書付を出す、親聽草に載通詞名村多吉郎書狀に、阿蘭陀甲比丹の橫文字和解を載すて、當時在勤の奉行諱なる事を記さゝれとも、前册圖書頭死去の條によるに、同人自盡のころより、甲斐守長崎に在勤なり、

文化五戊辰年九月廿一日、阿蘭陀通事名村多吉郎書狀之內、

エゲレス船ゟ、筆者阿蘭陀人共被引揚候節の儀、申上候橫文字和解

筆者阿蘭陀人兩人本船ゟ引揚候上にて、エゲレス船主鐵砲を持、筆者阿蘭陀人の胸に押當、阿蘭陀船二艘來津の樣子相尋候に付、入津無之段相答候處、端舟三艘に鐵砲石火矢等相備へ、一艘に五十人宛乘組、阿蘭陀船湊內に繫く船の有無相糺候爲潛入、又々本船ゟ漕戻し候、且又カピタンは、何故參り不申哉と相尋候に付、病氣の段相答候、將又本船乘組人數は三百五十人と承り申候、

右は、筆者阿蘭陀人エゲレス船に引揚候節、彼方より如何樣取扱候哉の段、八月十六日ホウセマン上陸仕候迄相尋候處、右の趣申出候に付、其節通詞衆ゟ物語仕候次第、書付を以奉申上候、

カピタン（ヘンデレキドウフ）

右の趣、カピタン橫文字書付を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、

辰九月

茂傳之進　石橋助左衞門

申山作三郎　名村多吉郎

一筆者阿蘭陀人共、異國船より差返し候節の儀に付、御尋の段御答申上候橫文字和解、

八月十六日の夜、私共兩人エゲレス船より差返し候節、船主如何取扱候哉、其節の始末カピタンを以、被爲成御尋奉承知候、右者、其夜牛、野牛其外食物類ホウセマン附添、エゲレス船ゟ罷越、右品々持越候段船主ゟ申聞候處、水薪の儀相尋候に付、右は明朝被差越候旨相答候處、左候はゝ兩人も右品參り候迄は、本船ゟ留置可申旨申之候故、通詞衆よりも、右二品は、明早朝迄に無相違可差遣旨、堅く約束有之、扨今夕持越候品々可被請取迎相渡し候處、船中要用の品々被下置候御恩義を、奉感服候樣子にて、御奉行樣ゟ御禮申上、猶又カピタンゟも返禮として何そ差送り度申之候得共、其儀は御奉行所より御赦免無之ては、申請候儀難相成趣申答候處、私共ゟは酒食なと振舞叮嚀に致し候上にて、私共上陸致し候樣申聞候、既に通詞衆ゟも、右被下物等の御禮申候樣子に見請申候、扨食事相濟、私共本船より下り候節は、階子の際迄皆々送り出、懇に別れをなし、猶又送り物の禮謝再應申聞、私共船中にて相用候樣にとて、酒二フラスコ幷コップ一つ、外にビスコイト（自注、麥粉にて製候食物に御座候）一包差送申候、

筆者頭　デルクホウセマン

筆者　ゲルリットシキンムル

右の通、兩人の者共申出候に付、以書付奉申上候、

カピタン（ヘンデレキドウフ）

右の趣、カピタン橫文字書付を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、

辰九月

茂　傳之進　石橋助左衛門
中山作三郎　名村多吉郎

御役所ゟ、筆者阿蘭陀人共被召出、御尋の趣御答申上候横文字和解、

今日御奉行所ゟ被召出、於御前カピタンを以御尋の趣、左に御答奉申上候、

一八月十五日異國船渡來の節、旗合として其方共兩人罷出候節の始末、幷本船ゟ被引揚候節の様子可申聞、

晝九ツ時頃、例の通旗合として、私共兩人沖ゟ罷越、小瀬戸にて（抜するに、肥前國松浦郡に屬す、長崎の近傍なり）沖の様子見分仕候上、御檢使船一同白帆船近く漕寄候處、阿蘭陀旗印朗かに相見え、御檢使よりも御尋に付、阿蘭陀船に相違無之段申上、白帆船近く漕寄聲をかけ相尋候處、阿蘭陀と本船より阿蘭陀語にて相答候に付、此段も御檢使ゟ申上候内、本船より端船をおろし、私共乘組の船に漕附候に付、相尋候處、阿蘭陀語にて咬嚼吧出帆と相答、其節此端船に乘移り、本船ゟ參り候様端船の者申聞候得共、其儀は不相成、無程御檢使一同可罷越旨相答候内、本船より何歟高聲にて申候處、直に端船の者共劔を抜き數人立掛、理不盡に私共を捕へ、端船にて直に本船ゟ運行申候、

一本船にては、何様の次第に有之候哉、

船主私共を捕へ、鐵砲を胸に押當、阿蘭陀船二艘來津の様子有體に申候様申聞候に付、入津無之段相答候、其節は穩に會釋ひ申候、

一最初咬嚼吧仕出しと申候由に候得共、言語人體等、ヱゲレス國の船に無相違候哉、

咬嚼吧仕出しにては無之、言語人體等、ヱゲレスに相違無之様に見請申候、

一船の大さ何程に候哉、

凡三十間程に有之候、

一石火矢何挺程仕掛有之候哉、二段に候哉、三段に候哉、船に仕掛外にも石火矢大筒等有之、乘組の者とも、銘々小筒持居候様子に候哉、

石火矢者上下二段に仕掛、下段の左右に三十二挺、上段は舳先の左右に四挺、艫の方左右に十二挺、都合四十八挺相備、其外大筒、鑓、鐵砲大小、幷種々の玉スコロートサツカ（自注、獸皮或は帆木綿の如き粗布を以袋を造り、其中に彈丸或は切彈、古き釘等數多火藥とともに堅く充て、外面を紐にて纏ひたる上を、チヤンにて塗たる火器を、スコロートサツカと唱へ申候、）等は見候得共、外に相替候武器等は及見不申候、扨又乘組の者共、銘々小筒等持居候儀は、本船に罷在候時は懸見け不申候、

一旗は何様、何國の旗に候哉、

十五日私共本船ゟ連行候迄は、阿蘭陀旗を建候得共、十六日にはヱゲレス國王の旗を艫に建、舳先にも同國の小旗を建申候、

一乘組人數何人程に見請候哉、乘組の内オロシヤ人も乘組居候哉、ヱゲレス國の者計にて、外國も入交居り、本國の者は居不申候哉、

人數は三百五十人と承り申候、右乘組の内、オロシヤ人等見かけ不申候、尤阿蘭陀は一人乘組罷在、其他は都てヱゲレス人と見請申候、乍然水夫共は中段に住居仕、私共儀は船主部屋に差置候故、差究難申上候、

一船の造りは、何様の船に候哉、本船に居候内、船の内見およひ候様子可申立候、

船の造りは、歐羅巴洲の軍船同様に有之候、尤私共は船主部屋に罷在候事故、船の内は見不申候、

一鐵砲の外の武器は何々仕掛候哉、乘組の者共一同劔を附居候哉、

第五の御箇條に御答申上候通り、外に相替候武器見掛不申候、扨又乘組の者とも、船の内にては帶劔不致候得共、端船に乘候節は帶劔仕候、

一其方共取戻の爲、檢使の船本船ゟ附候節、端船にて右檢使船を取卷、彼是と手間取候内、檢使船永く擊き居候ては宜かる間鋪、早々引離れ候やう、ホウセマンより申候由、右は何様の様子にて右の通申候哉、

其夜御檢使船、本船ゟ漕寄られ候處、船主下知いたし、端船に砲器々相備、ホウセマンに役掛の者、其外水夫共數人附添、御檢使船の際に參り、御檢使御沙汰の趣承り、本船ゟ立歸り船主ゟ申聞候處、何れ明朝御出被成候様船主申聞、横文字差出候に付、其旨御檢使ゟ御答申候通、御檢使よりは今晩御乘船被成候旨、御沙汰有之候處、船主憤り候顔色にて、御乘船被成候様にと相答申候、然處又々通詞衆より、御檢使御乘船被成候て

も、彌不敬等は無之哉と相尋候に付、船主よりは其通り申出候得共、船主甚憤り難心得様子に見請候に付、怪敷返答仕候、自然御檢使御乘船被仰候て、萬一狼藉の儀も難計、連々御乘船を被離候方可然奉存候故、早々本船を被潜離候様申立候内、船主よりも日本の船は、本船を離れ候様にと頻に申聞候、扨又、御檢使船を端船にて取卷候譯は、何故と申儀承知不仕候、

一御國ゟ奉對、聊不敬等仕候所存に無之旨申候由、船主其方共ゟも右の通申候哉、

右の通、船主より私共ゟ申聞候儀に御座候、

一端船にて湊内乘廻し、紅毛船入津の有無相尋候由、右端船おろし湊内ゟ出し候儀は、船主よりの差圖に候哉、船主も湊内に乘入候哉、

端船數艘に砲器等相備、湊内に乘入、阿蘭陀船の有無相尋候儀は、船主下知いたし、自身も乘組罷越候由申之候、其節私共儀は、船主部屋に差置候故、見及申候、

一端船に五十人程宛乘組、大筒等も備候由、何様の様子に候哉、

右の通、本船において承り候儀にて、見およひは不仕候、

一エゲレス船乘組の内、其方共是迄出合候者は、乘組居不申候哉、

是迄出合候者、見掛不申候、

一本船より卸候節、水、薪其外途物の挨拶、エゲレス人より厚く申候由、何様申候哉、

御奉行様ゟ御禮申上、猶又、カピタンゟも厚く挨拶致し呉候様、船主申聞候、既に通詞衆ゟも挨拶いたし候様、見請申候、

一右尋の外にも、如何と心附候儀は可申上候、

カピタンゟ申達候外、私共心附候儀は無御座候、

筆者頭　デルクホウセマン

筆者　ゲルリットシキンムル

右の通兩人の者共申立候に付、書付を以奉申上候、

カピタン　ヘンデレキドウフ

右の趣、カピタン横文字を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、

辰九月

茂傳之進　石橋助左衞門

中山作三郎　名村多吉郎

御役所ゟカピタン被召出、御尋の趣御答申上候横文字和解、

今日御奉行所ゟ私儀被召出、於御前御尋の趣、左に御答奉申上候、

一此度異國船渡來の節、紅毛の旗を建歟き、筆者阿蘭陀人兩人本船ゟ引揚候次第、最初咬噌吧仕出しと申立、後にはエゲレス國の由申立候儀、全くエゲレス國の船と存候哉、右船者商賣船、又は賊船にて軍船抔と申事に候哉、

阿蘭陀旗を建、咬噌吧仕出の船と最初申立候は、全く欺き候儀にて、エゲレス軍船に相違無之様に奉察候、

一右は、彼國大船に候哉、小船に候哉、端船三艘湊内乘廻り候由、擢を遣ひ進退自由に候由、彼國オロシヤ船抔は、都て右體の儀に候哉、

右船長さ凡三十間程も有之、阿蘭陀語にて、フレガットシキップと相唱へ候軍船と見請申候、尤軍船の大なるは、阿蘭陀語にてリイニイシキップと相唱へ、長さ三十七八間程有之、石火矢六十挺以上を三段に備申候、且又、端船に擢を用ひて進退自由に仕候儀は、オロシヤ其外歐羅巴洲何れも同様に御座候、

一船形人物の様子にても、彌エゲレス船と存候哉、船形にては見極かたく候得共、人物はエゲレス人にて、其上石火矢にエゲレス國王の名記し有之候を、筆者阿蘭陀人とも見請候由、承り申候、

一紅毛船日本渡海の節、エレゲス船の妨に逢、荷物等被奪候儀も承りおよひ候哉、

御國ゟ渡海の節、エゲレス船に妨られ候儀は、是迄承り及ひ不申候、本國より咬噌吧ゟの往來には、被奪候者も有之、阿蘭陀よりもエゲレス船を奪取候儀も、折々有之候、

一異國船水薪等之鋪願候迚も、紅毛人又は日本人等人質に取候儀も無之、穩に願ひて差遣來候、此度の船、日本人ゟ言語通し兼とは乍申、紅毛人二人本船ゟ引揚候儀は、通辯のため計には無之、何そ子細有之儀とは不察候哉、

通辯の爲と船主申立候儀は疑敷、薪水の料を乞ひ候爲にも可有之哉、是以不審に奉存候、

一右船、是迄日本の地方近く通船候儀、及見聞候儀は無之哉、

是迄見及ひ不申候、尤曆數千六百七十三年（自注、日本延寶元丑年に當る、）御當津へ渡來仕候儀は及承申候、（按するに、延寶元年諸厄利亞船、長崎に渡來し通商を願ひし事あり、よて此答ありしなるへし、）

一右船三百五十人乘組の由、右の通にては商賣荷物等、積込有之儀とは不察候哉、

乘組人數は、三百五十人と承り申候、且荷物の儀は、軍用の外商賣荷物等、積込有之儀とは不奉察候、

一阿蘭陀國へは、エゲレス國連々敵國の趣に付、實に當地迄も妨のため慕ひ來候儀は、實事と存候哉、外に子細有之事とは不心附候哉の事、

阿蘭陀船妨のため、渡來仕候旨船主申立候儀、虛實差究難申立、外に子細も有之事哉に奉察候、

一右船中にて、筆者阿蘭陀人何そ難心得儀等は無之哉、出島歸館の上承り候次第可申聞、

兩人の者滯船中に、沖御番所の外御要害の場所有之、石火矢其外武器等嚴重に相備有之哉、其外湊内の事共、船主相尋候得共、右場所へは罷越候儀無之故、存知不申段、筆者阿蘭陀人共相答候由、出島へ歸館の上申聞候外、承り候儀は無御座候、

右の條々、其方如何相心得候哉、存寄の趣可申聞、尋の箇條外にも、察しながらも心附候儀は委細可申聞事、且心附候儀にても、不容易事と心得申立兼候儀も候はゝ、別段横文字を以可申聞候事、

心附候儀も御座候間、別段可奉申上候、（按するに、この横文字和解、今所見なし、）

カピタン　ヘンデレキドウフ

右の趣、カピタン横文字書付を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、

辰九月

茂　傳之進　　石橋助左衛門

中山作三郎　　名村多吉郎

右和解六通は、九月廿一日通詞名村多吉郎書牘中に云、異國一件帳面六冊とあるは卽是なり、てらし見るへし、（以上、親聽草、雜事記、）

同年十一月十日、大村上總介當八月長崎表異國船渡來の時、警固として速に參着の旨御褒詞のよし、老中より書札をもて達す、同日松平鍋島、肥前守には、此時港警衛の家來怠惰、ならびに當番の人數疎なりにより、（この頃、肥前守家老以下五六輩切腹せし旨、諸記に見えたり、）逼塞仰付らる、

文化五年十一月十日、老中より大村上總介へ奉札、

一筆令啓上候、當八月長崎へ異國船渡來の節、爲警固早速從在所罷越候段、心掛宜敷と思召候、此段可相達旨、依上意如斯候、恐惶謹言、

一月十日　　青山下野守

土井大炊頭

牧野備前守

大村上總介　殿（傍注、豆州此節御引込故除名之也、○按するに、豆州とあるは、松平伊豆守信明なり、又按するに、俱に老中にて、牧野忠精、土井利厚、青山忠裕なり、）

同日、封廻狀

松平肥前守

名代　鍋島甲斐守

當八月、長崎へエゲレス船渡來いたし候節、湊内へ端船乘入、御番所前往返いたし候處、其方家來共不心附罷在候段、油斷なる次第、一體當番人數手當も疎の樣子相聞、不束の儀不調法に思召候、依之逼塞被仰付之、

右牧野備前守宅において、老中列座同人申渡之、大目付井上美濃守、御目付柳原隼之助相越、

辰十一月十日

文化五年或云、此時（按するに、諸厄利亞船長崎詰の家老は、狼藉の時をさす、）前守家老なり、松平肥（按するに、）十八歲に相成よし、右の者一人は、殊の外骨を折、氣を揉しかとも、番頭兩人甚不始末、依之右家老は押込、番頭兩人は切腹被申付由、

又云、鍋島家切腹人は、家老　深堀豐前、　鍋島主水

開役　英藤右衛門　　物頭　鍋島河内、　平田半太夫、淵崎九十九　筒頭　川上甚左衛門（以上、文化戊辰長崎異事錄、親聽草○按するに、家來切腹は、肥前守御答より以前の事なるへけれとも、因にこゝに載す、）

文化五年八月廿七日、長崎出或書狀

一第一の大不出來は、肥前と相聞え候、重疊の不都合無申計、御糺の上は長崎御番御取揚に可相成、其上御領地少々被減候節にも可有之哉、細川殿は數年御内願の由故、熊本に取られ被成候上、沖御番所詰の番頭兩人、御家老の一人も、不致切腹候ては相濟申間敷との大評判に御座候、肥前の御附人關傳之丞、去る十六日朝より十七日朝迄、御役所へ都合十七度被呼出、御奉行直逢も有之、用人取次も有

之、種々いぢめられ粉に成候よし、是も答ふりの善惡によりて、存命無覺束相聞候、

一沖雨御番所ゐは、上下五千八程宛は御定法の御詰と、兼て佐賀より御屆被成置候處、此節は五十人計ならては詰人數無之、大手拔け故、荒き御咎め可有之との風聞に御座候、讀事記、

文化五年八月

一佐賀家來開役傳之丞、米倉權兵衞を始として、都合七人切腹有之由、追々取沙汰有之候、長崎祕記、

同年十二月朔日、近來長崎表異船渡來により、松平鍋島肥前守、松浦肥前守、爾後蘭人歸帆の後、參府すへき旨仰出さる、

文化五年十二月朔日　　松平肥前守

近來長崎表ゐ異國船渡來に付、其方儀、如前々二月中御暇可被下候、阿蘭陀船歸帆後可有參府候、右於波の間、老中列座青山下野守申渡、文化年錄、視聽草、

文化五年十二月朔日、波の間において老中列座、下野守申渡、

松平肥前守

近來長崎ゐ、度々異國船渡來いたし候に付、其方儀、彼地御用も相心得候事に候得は、以來每々の如く二月中御暇可被下候條、阿蘭陀船歸帆以後可有參府、諸事改入念可申付旨被仰出、文化戊辰長崎異事錄、

同六己巳年正月晦日、支配勘定中村繼次郎、長崎奉行手附菅谷保次郎、上川傳右衞門、長崎表諳厄利亞船渡來の刻、進退不束なりしにより、押込仰付らる、同年二月朔日、支配勘定人見藤右衞門、御普請役荒堀五兵衞等は、御褒詞あり、

文化六己巳年正月晦日、柳生主膳正拔するに、御勘定奉行、宅にて同人申渡、水野藤九郎拔するに、御目付、罷越、

御勘定奉行ゐ

支配勘定　中村繼次郎

去辰八月、長崎ゐエゲレス船渡來の節、出役可致旨、松平圖書頭申遣候處、早速不罷越、臆し候致方不束の事に候、依て押込申付之、

支配勘定嘉平次悴長崎奉行手附出役

菅谷保次郎

御普請役長崎奉行手附出役

上川傳右衞門

附札名代

皆川沖三郎

去辰八月、長崎ゐエゲレス船渡來阿蘭陀人を奪取候段、不慮の事に候得共、檢使罷越候身分にて、度を失ひ罷歸り不埒の事に候、依之長崎奉行手附出役差免、押込申付之、

右の通、可申渡候、

右備前守、直に主膳正ゐ渡す、

同年二月朔日、御勘定所中の間において、主膳正申渡、

支配勘定　人見藤右衞門

名代　若山彌一郎

御普請役　荒堀五兵衞

名代　荻野久五郎

去辰八月、長崎表ゐエゲレス船渡來の節、松平圖書頭差圖に應し、速に出役致し骨折候段、譽置可被申候、

右備前守、直に主膳正ゐ渡す、文化戊辰長崎異事錄、讀事錄、

通航一覽卷之二百六十一

諳厄利亞國部十

○狼藉始末　常陸國大津濱

文政七甲申年五月廿八日、常陸國大津濱多賀郡に屬す、水戸殿家老中山備前守領地なり、に異船二艘來り、十二人鐵砲を携へ上陸す、時に中山備前守か人數之を捕ふ、然るに、本船の人數よせ來るへき形勢により、同廿五日水府に加勢を請ふ、よて同日より一番手二番手追々出張あり、

文政七甲申年五月十七日、柳橋藤藏書狀、拔するに、文中、此人水府家臣にて、今度出張人數の內なり、下同し、

一五月廿八日朝より、異國船に大津濱邊ゐ相見え候處、凡船五六十間も有之候よし、二艘晝頃右船より傳間船四艘乘下し、大津濱邊へ寄來、無程着船仕候、傳馬船大さ四間半、六人乘四艘の內、二艘沖ゐ漕返候、跡二艘は渚ゐ付上陸致候、人數十二人、持道具、鯨突二本、同ことをし一本、同□□□一本、もり十三本、うけ旗帆、鐵砲四挺、筒日六匁位の仕立、玉目九匁八分也、火繩なしにて、金と石と摺合にて火出